

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

前回(平成29年10月22日執行)衆議院議員選挙の投票率

東京都	53.64%
江東区	55.59%



投票日

投票時間

10月31日(日) 午前7時～午後8時

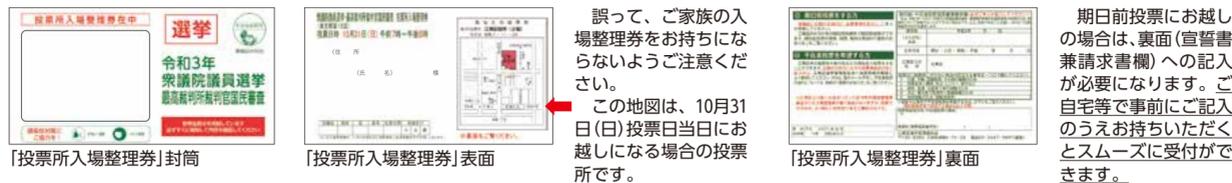
投票資格(投票できる方)

- 年齢要件 平成15年11月1日以前に生まれた方
- 住所要件 ①江東区に令和3年7月18日までに転入の届出し、引き続き江東区に居住(住民基本台帳に登録)がある方
②令和3年6月18日以降に転出し、転出前に本区の住民基本台帳に引き続き3か月以上登録され、かつ転出後4か月を経過していない方

【転入】江東区に転入の届出し、投票日現在まで引き続き区内に居住している方	【転居】江東区内で住所を変更した方
令和3年7月18日までに転入の届出 → 江東区での投票になります。	令和3年10月6日までに区内転居の届出 → 転居後の住所地の投票所(入場整理券に記載の場所)
令和3年7月19日以降に転入の届出 → 前住所地での投票になります。	令和3年10月7日以降に区内転居の届出 → 転居前の住所地の投票所(入場整理券に記載の場所)
【転出】江東区の住民基本台帳に3か月以上登録された後に転出し、4か月を経過していない方	
令和3年6月19日以降に別の区市町村に転入の届出 → 江東区での投票になります。	

投票所入場整理券(住民票の世帯ごとにまとめて郵送します)

- 投票所入場整理券は10月20日頃までに配達されます。お手元に届かなかったり、紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。その場合は投票所(期日前投票所)で係員にお申し出ください。
- 投票日当日の10月31日(日)は入場整理券の表面に記載された投票所以外では投票できません。封筒を速やかに開封していただき、ご自身の投票所をご確認ください。



視覚に障害のある方は

視覚に障害がある方には点字版または音声版「選挙のお知らせ」や点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方はご連絡ください。※皆さんのご近所、お知り合いに該当される方がいましたら、ぜひこのことをお伝えください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、新型コロナウイルス感染拡大の防止に取り組みます。投票所に来られる皆様におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所内の投票管理者・投票立会人および従事する職員は全員マスクを着用します。
- 投票所には手指用アルコール消毒液を設置します。
- 定期的に投票所内の換気を行います。
- 記載台などを定期的に消毒します。
- 飛沫感染防止のため、受付(名簿対照係)や用紙交付係、投票管理者・投票立会人などの有権者と対面する場所に透明のシートを設置します。
- 選挙人同士の間隔(1m程度)を空けて並んでいただきます。
- 投票所ではクリップ鉛筆を使用します。(消毒済の鉛筆を使用する場合もあります。)

感染症対策における有権者の皆様へお願い

- マスク着用、手指の消毒、咳エチケットや来場前後の手洗い、うがいにご協力ください。
- 分散投票のため、期日前投票をご利用ください。
- 午前の早い時間帯は比較的スムーズに投票いただけます。混雑緩和にご協力ください。
- 筆記用具の持参を推奨します。ご自身の筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、油性ボールペン)を持参して投票をすることができます。
- 投票が済みましたら、会場内の密を防ぐため、速やかに退出していただきますようお願いいたします。
- ソーシャル・ディスタンスの確保にご協力ください。

- 混雑緩和のため、入場を制限させていただく場合がございます。
- 投票所内での携帯電話・スマートフォンの使用、カメラ等での撮影はお控えください。
- 投票の秘密や秩序の保持に必要と判断した場合、入場を制限することがあります。



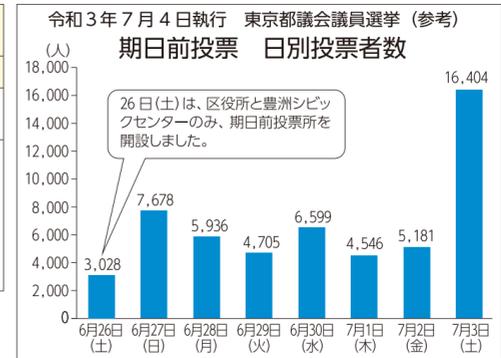
選挙の詳しい情報は、区ホームページ(<https://www.city.koto.lg.jp>)からもご覧になれます。

分散投票のお願い 期日前投票をご利用ください

ご本人の投票所入場整理券(届いている場合)をお持ちください。投票所入場整理券を紛失した場合や、投票資格の要件を満たしているにも関わらず投票所入場整理券が届いていない場合でも、期日前投票所において選挙人名簿で確認できれば投票できます。投票所入場整理券の裏面に記載の **期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ**、お近くの期日前投票所へお持ちください(前もって必要事項を書いてから来場いただくとスムーズに投票ができます)。

期日前投票所 場所	期日前投票所 期間	
	10月20日(水)～23日(土)	10月24日(日)～30日(日)
江東区役所庁舎2階(東陽4-11-28) 豊洲シビックセンター1階ギャラリー(豊洲2-2-18)	受付できます	受付できます
森下文化センター2階工芸館(森下3-12-17) 富岡区民館3階ホール(富岡1-16-12) 小松橋区民館4階第1・2洋室(扇橋2-1-5) カメラアプラザ1階フロア(亀戸2-19-1) 総合区民センター2階展示ホール(大島4-5-1) 砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3) 南砂区民館4階ホール(南砂6-8-3)	受付できません	受付できます

- ◆次の理由などで投票日当日に投票所へ行けない見込みのある方は、期日前投票ができます。
 - ・仕事や用事、レジャーなどの予定がある方
 - ・入院や出産などの予定があるため、投票所に行けない見込みのある方
 - ・天災または悪天候により投票所に到着することが困難であると見込まれる方
 - ・投票日当日の混雑により、新型コロナウイルス感染症への感染が不安な方や心配な方



※午前中の早い時間帯は、比較的混雑が少なくスムーズに投票できる傾向があります。

不在者投票の制度

滞在地での不在者投票

仕事や旅行等で江東区外に滞在される方は、あらかじめ投票用紙等を請求していただく、選挙の公示日の翌日(10月20日(水))から投票日の前日(10月30日(土))まで、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票することができます。※不在者投票できる場所・時間等については滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

①江東区選挙管理委員会宛に投票用紙等を請求
区ホームページからも請求書が印刷できます。自書にて記入し郵送または持参していただけます。※ファクスや電子メールでの申請はできません。

②投票用紙等を郵送
「投票用紙の送付先」へレターパックで投票用紙等をお送りします。※送られてきた投票用紙等の封筒は開けてはいけません。

③滞在先で投票
滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。※投票済の投票用紙等が投票日当日(10月31日(日))までに江東区に到着するように、余裕をもって投票してください。

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

病院・老人ホーム等に入院・入所されている方で、その施設が不在者投票の指定施設になっていれば、その病院・老人ホーム等で投票することができます。お早めに病院長等(事務担当者)にその旨を申し出てください。



郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、お体が不自由で投票所へ行くことが困難な方が、現在お住まいの場所で投票用紙の記入を行い、郵便等で投票を行うことができる制度です。

- ①対象となる方
ご自分で字を書くことができる方で、表1のいずれかの障害・等級に該当する方
- ②代理記載制度
ご自分で字を書けない場合でも、表1の障害等に該当し、更に表2のいずれかの障害・等級をお持ちの方は、あらかじめ選挙権を有する代理人を指定して、投票用紙に代理記載をさせることができます。
- ③投票用紙の請求について
投票用紙の請求は、江東区選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」(以下「証明書」という)を添付して、10月27日(水)(投票日の4日前)の午後5時までに行う必要があります。すでに証明書をお持ちの方には、ご案内の通知を郵送します。新たにこの制度のご利用を希望される方は、証明書発行の手続きが必要ですので、お早めにお問い合わせください。

表1 郵便等投票のできる方

手帳等の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 免疫・肝臓	1級・2級 1級・3級 1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第2項症 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	-

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

特例郵便等投票(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律)

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等(感染症法・検疫法の規定により保健所や検疫所から外出自粛要請を受けている方、検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けている方で、その期間が請求時に選挙期間にかかると見込まれる場合など、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。投票用紙等の請求は、選挙人名簿登録がされているお住まいの市町村の選挙管理委員会に、10月27日(水)(投票日の4日前)までに行う必要があります。詳しくは、区ホームページをご確認ください。※濃厚接触者は特例郵便等投票の対象ではありません。投票所等での投票ができますので、マスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。

選挙公報を全戸配布します(10月24日(日)以降に順次お届けします)

各世帯の郵便受け等に直接お届けします。届かない場合は選挙管理委員会にご連絡ください。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。また、区内公共施設や区内各駅にも備える予定ですので、ご利用ください。選挙公報は、掲載順序が立候補届出日(10月19日(火))の午後6時に確定し、その後印刷を行うため、期日前投票が開始される10月20日(水)にはお手元に届けられません。ご理解の程、よろしく申し上げます。

当日投票所の変更について(次の住所にお住まいの方は、7月の東京都議会議員選挙と投票所が変更になりますのでご注意ください。)

投票区	変更となる方の住所	旧投票所(改修中)	新投票所
第12投票所	富岡1・2丁目、牡丹2丁目、牡丹3丁目1番～27番	数矢小学校	富岡区民館3階(富岡1-16-12)

※投票所の出入口や門などが閉鎖および変更となる場合がございます。必ず、お手元の入場整理券の地図をご確認ください。

選挙に関するお問い合わせ先：選挙管理委員会事務局 ☎3647-9091 FAX3647-9592